

令和 9 年度使用小学校教科用図書の採択について

1 令和9年度小学校で使用する教科用図書の採択について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和8年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、現在使用している教科用図書と同一のものを採択することについて、令和9年度採択方針において定めている。

2 令和9年度小学校使用教科用図書の一覧

種 目	発行者の番号・略称	書 名
国 語	3 8 光村	国語
書 写	3 8 光村	書写
社 会	1 7 教出	小学社会
地 図	4 6 帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	1 7 教出	小学算数
理 科	6 1 啓林館	わくわく理科
生 活	2 東書	新編 新しい 生活
音 楽	2 7 教芸	小学生の音楽
図 画 工 作	1 1 6 日 文	図画工作
家 庭	2 東書	新編 新しい家庭 私がつくる みんなでつくる 明日をつくる
保 健	2 2 4 学研	新・みんなの保健
英 語	2 東書	NEW HORIZON Elementary English Course
道 徳	3 8 光村	道徳 きみがいちばんひかるとき

発行者の正式名称

2 東 書・・・	東京書籍株式会社
1 7 教 出・・・	教育出版株式会社
2 7 教 芸・・・	株式会社教育芸術社
3 8 光 村・・・	光村図書出版株式会社
4 6 帝 国・・・	株式会社帝国書院
6 1 啓林館・・・	株式会社新興出版社啓林館
1 1 6 日 文・・・	日本文教出版株式会社
2 2 4 学 研・・・	株式会社Gakken

3 参 考

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）
（教科用図書の採択）

第13条（略）
2 （略）

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）
（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。